

業務用冷凍空調機器のユーザーみなさまへ

点検が義務化 されました。

点検は
プロに
お任せ
ください!



一定容量以上の機器は、**有資格者による点検**が必要となります。

※弊社は冷媒フロン類取扱技術者取得済みの企業です

フロン類が充填された **業務用冷凍空調機器** (第一種特定製品) の
管理者 (ユーザー様) が対象。

以下のような場合、

管理者 (ユーザー様) に罰則が科せられます!

- ・フロンをみだりに放出した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。**
- ・「機器の点検」、「漏えい対処」、「記録の保管」の「判断基準」に違反した場合、**50万円以下の罰金。**
- ・国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告は**20万円以下の罰金。**
- ・都道府県の立入検査の取次の拒否、妨げ、忌避した場合は**20万円以下の罰金。**
- ・算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は **10万円以下の過料。**

点検
対象機器
の例



店舗・オフィス
エアコン



ビル用
マルチエアコン



設備用・工場用
エアコン

※詳しくは裏面をご参照ください



“便利屋として使ってもらってこそ”と思っています。

- **トラブル解決! 地元業者で安心・迅速対応**
- **工事の事ならなんでも即対応!**



高圧洗浄前
油汚れやヘッドが配管にこびりつき
通りが悪くなった配管。悪臭や排水時
のコボコボという音が特徴です。



高圧洗浄で汚れを取り除き、つまりも
取れて臭いも無くなりました。
定期的なメンテナンスが重要です。

- 建設業許可・住設機器 ●太陽光発電システム ●電気・通信・管工事
- 冷暖房空調工事・避雷針工事 ●下水道パイプクリーニング(高圧洗浄)
- 関西電力・中部電力

上下水道指定工事店

甲賀市・湖南市・東近江市・日野町・栗東市・草津市・近江八幡市・三重県伊賀市

高いところの電球の交換コンセントの増設…
些細なことでも構いません!



電気・空調・通信・管工事のことなら
上野電気工業

〒528-0232 滋賀県甲賀市土山町前野 494

まずはお気軽にお電話ください!
電気工事、通信工事、住宅設備、上下水道、ガス工事など
あらゆる相談にお答えします。

0748-67-0814

点検対象機器

第一種特定製品 冷媒としてフロン類が充填されている機器を指します。

業務用空調機器

パッケージエアコン、ターボ冷凍機、チラー、スクリーンエアコン、ガスヒートポンプエアコン、除湿機など



パッケージエアコン

業務用冷凍・冷蔵機器

コンデensingユニット、冷凍・冷蔵ショーケース、冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置、ヒートポンプ給湯器など



業務用冷凍・冷蔵庫



冷凍・冷蔵ショーケース

管理者(ユーザー様)が取り組むこととして

機器の点検

簡易定期点検

全ての第一種特定製品

定期点検

第一種特定製品のうち、一定規模以上の業務用機器

漏えいの対処

フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは

原則禁止。

適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。

記録の保管

機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで**保存**しなければなりません。

算定漏えい量の報告

使用時漏えい量が「**1,000CO₂-ton**」以上漏えいした事業者(法人単位)は、所管大臣に**報告義務**があります。

※1,000CO₂-tonはR22・R410冷媒約500kg、R32冷媒約1,500kgに相当。

点検内容

全ての第一種特定製品について、3か月に1回以上管理者自身で「簡易定期点検」を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の場合は有資格者による「定期点検」を行う必要があります。

※冷媒フロン類取扱技術者等

点検種別	対象機器	電動機定格出力	点検頻度	点検内容
自身での簡易定期点検	点検対象機器 全て	点検対象機器 全て	3ヶ月に1回以上	目視確認による ①異常音・異常振動 ②外観の損傷 ③摩擦及び腐食 その他の劣化 ④錆び ⑤油漏れ ⑥熱交換器の霜の付着の有無 <small>※冷蔵機器及び冷凍機器の場合、上記項目に加え庫内温度の確認</small>
有資格者による定期点検	エアコンディショナー	50kW以上	1年に1回以上	有資格者が実施 目視確認等 直接法 ①発泡液法 ②電子式漏えいガス検知法 ③蛍光剤法(メーカー承認が必要) 間接法 蒸発圧力、凝縮圧力、圧縮機・駆動原動機の電圧・電流、過熱度、過冷却度等が平常運転時に比べ、異常値となっていないか計測器等を用いて点検する。
		7.5~50kW未満	3年に1回以上	
	冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上	



電気・空調・通信・管工事のことなら

上野電気工業

〒528-0232 滋賀県甲賀市土山町前野 494

まずはお気軽にお電話ください!

電気工事、通信工事、住宅設備、上下水道、ガス工事などあらゆる相談にお答えします。

0748-67-0814

定休日 日曜・祭日 営業時間 8:00~17:00 E-mail ueno0814@gaia.eonet.ne.jp Fax 0748-67-0880